

公益社団法人 長野県宅地建物取引業協会 御中

松本市長 臥雲 義尚  
(公印省略)

### 市有地の売払いについて (ご案内)

日頃から、本市行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、このたび未利用の市有地を、下記のとおり一般競争入札により売払うこととなりました。  
つきましては、貴協会の会員の皆様にも入札に参加していただきたくご案内申し上げます。

#### 記

#### 1 入札物件

	物件の名称	面積	地目
	所在地	参考価格	用途地域等
1	第26分団(中川)	1,008.59 m <sup>2</sup>	宅地
	松本市中川字大フケ7071番4 松本市中川字ツカダ7073番5	4,660,000 円	市街化調整区域
2	旧寿台警察官派出所跡地	401.33 m <sup>2</sup>	宅地
	松本市寿台三丁目1番104	16,350,000 円	第一種中高層住居専用地域
3	神林住宅用地	375.26 m <sup>2</sup>	宅地
	松本市神林2637番8	10,210,000 円	市街化調整区域

注1:「参考価格」とは、当該物件の価格の目安を示したものです。

#### 2 主な日程

- 7月25日(月) 公告
- 25日(月) 申込受付開始
- 8月8日(月) 現地説明会
- 18日(木) 申込受付終了
- 25日(木) 入札

#### 3 その他

- (1) 概要については、別添資料をご覧ください。
- (2) 詳細は、市のホームページ (<http://www.city.matsumoto.nagano.jp>) のでご覧いただけます。



問合せ先	契約管財課 (担当者名: 管財担当 塩原 志穂)
	Tel: 0263-34-3010 (直通) mail: keiyaku@city.matsumoto.lg.jp

## 入札保証金・契約保証金の小切手による納付について

入札保証金又は契約保証金を銀行振出小切手(預金小切手又は預手という。)で提出する場合は、下記の点にご留意ください。

なお、自己振出小切手は入札保証金又は契約保証金として提出できません。

### 1 銀行振出小切手の留意点

入札保証金又は契約保証金として提出できる銀行振出小切手は、次の条件をすべて満たすものを提出してください。

- (1) 松本手形交換所加盟の金融機関が振り出した自己宛てのもの
- (2) 振出日から起算して5日以内のもの
- (3) 持参人払式のもの

なお、具体的な銀行振出小切手の例を下記に示しましたので参考にしてください。

### 2 落札者の銀行振出小切手に係る取立手数料について

落札された方が入札保証金又は契約保証金として提出していただいた銀行振出小切手について、取立手数料が別途必要となる場合には、これをご負担いただくこととなりますのでご承知おきください。

### 3 銀行振出小切手の例

No. ○○○○○○	小切手	松本○○○○ ○○○-○○
支払地 松本市 株式会社 ○○銀行○○支店	銀行 渡り	
金額 ￥○○,○○○,○○○※		
上記の金額をこの小切手と引換えに持参人へお支払いください。		
拒絶証書不要		
振出日 令和○年○月○日	振出人 株式会社 ○○銀行○○支店	
振出地 松本市	支店長 ○○○○	

## 市有地の一般競争入札（令和4年8月実施）概要書

— 内容：令和4年7月25日 松本市公告第272号 —

## 1 入札物件

	物件の名称	面積	地目
	所在地	参考価格	用途地域等
1	第26分団（中川）	1,008.59 m <sup>2</sup>	宅地
	松本市中川字大フケ7071番4 松本市中川字ツカダ7073番5	4,660,000 円	市街化調整区域
2	旧寿台警察官派出所跡地	401.33 m <sup>2</sup>	宅地
	松本市寿台三丁目1番104	16,350,000 円	第一種中高層住居専用地域
3	神林住宅用地	375.26 m <sup>2</sup>	宅地
	松本市神林2637番8	10,210,000 円	市街化調整区域

(注1)：「参考価格」とは、当該物件の価格の目安を示したものです。

(注2)：物件は、現状有姿（あるがままのすがた）の引渡しです。当該土地に存在する工作物等は、そのまま引渡しとなります。

## 2 入札者の参加資格

次の各号に該当しない者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当する者
- (2) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に該当しない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号に該当する者
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体（以下「観察処分団体」という。）及び当該団体の役員若しくは構成員
- (5) 市町村税（当該市町村税にかかる徴収金を含む。）を納付していない者
- (6) 前5号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めた者

## 3 入札参加申込みの方法

## (1) 申込みに必要な書類（各1通）

ア 個人の場合 一般競争入札参加申込書、誓約書、(※)身分証明書、住民票、印鑑登録証明書、滞納がない証明書

イ 法人の場合 一般競争入札参加申込書、誓約書、法人の登記事項証明書、印鑑証明書、滞納がない証明書

ウ 共有の場合 共有者全員について、上記アの書類

(注1) 「(※)身分証明書」は、本籍所在地の市区町村長が発行する証明書です。

(注2) 申込書に記載された氏名が、売買契約締結及び所有権移転登記の際の名義となります。

(注3) 申込書、誓約書以外の各書類については、発行後3ヶ月以内のものとしします。

## (2) 申込みの受付

## ア 申込みの方法

必要な書類を直接お持ちいただくか郵送（書留又は簡易書留）してください。

## イ 受付期間

令和4年7月25日（月）から令和4年8月18日（木）の8時30分から17時15分までです。

なお、直接お持ちいただく場合、土曜日、日曜日及び祝祭日の受付は行いません。

## ウ 受付場所

松本市役所 本庁舎 別棟2階 契約管財課（〒390-8620 松本市丸の内3番7号）

## エ 留意事項

(ア) 郵送による申込みの場合は、書留又は簡易書留により期限までに到着したものを受付けます。

(イ) ファックス及び電子メールによる受付はできません。

(ウ) 記入誤り又は不備があると、申込みが無効になる場合があります。

第13条 入札者のうち、市の予定価格以上で入札した者のうち最高の価格をもって入札した者を落札者とします。

2 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。

3 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係の無い本市職員にくじを引かせます。この場合、異議を申し立てることはできません。

第14条 入札保証金は、落札者を除き、現金又は銀行振出小切手により納付した者については、保証金を納付したとき発行した「入札保証金保管証書」と引き換えに速やかにこれを還付します。市が発行する納付書により納付した者については、「還付請求書」に基づき、指定された金融機関口座へ振り込む方法により還付します。ただし、落札者の入札保証金は、第15条に定める契約保証金に充当します。

第15条 落札者は、契約締結の際、第14条の規定により契約保証金に充当する入札保証金を含めて、契約保証金として契約金額の100分の10以上に相当する金額を、現金又は銀行振出小切手もしくは市が発行する納付書により納めなければなりません。

第16条 前条の契約保証金は、売買代金に充当します。

第17条 落札者が落札決定の日の翌日から20日以内に契約又は仮契約(議会の議決に付すべきものに限る。)を締結しない場合には、その落札は無効となり、入札保証金は市に帰属することになります。

第18条 本心得書に定めのない事項は、案内書、松本市規則、要綱の定めるところによって処理します。

#### 4 入札の場所及び日時

##### (1) 場所

松本市役所 契約管財課 契約室 (本庁舎別棟2階)

##### (2) 日時

###### ア 第26分団 (中川)

令和4年8月25日(木) 9時30分から10時20分まで受付

###### イ 旧寿台警察官派出所跡地

令和4年8月25日(木) 13時から13時50分まで受付

###### ウ 神林住宅用地

令和4年8月25日(木) 15時から15時50分まで受付

#### 5 開札

開札は、入札締切り後、直ちに入札者又は代理人立会いのもとで行います。

#### 6 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とします。

(1) 参加資格のない者のした入札

(2) 一般競争入札参加申込書及びその他申込みに必要な書類に虚偽の記載をした者のした入札

(3) その他入札に関する条件に違反した入札

#### 7 入札保証金

(1) 入札金額の100分の5以上(円未満切上げ)の入札保証金を、現金又は銀行振出小切手(当日納付)もしくは市が発行する納付書(事前納付)により納めていただきます。

(2) 落札されなかった方の入札保証金は、現金又は銀行振出小切手により納付した者については入札終了後に、市が発行する納付書により納付した者については指定された金融機関口座へ振り込む方法により返還します。

#### 8 禁止用途

落札者は、売買物件を次に掲げる用途に供してはならず、また、これらの用途に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(その団体の構成員等を含む。)が使用する用途

(3) 観察処分団体並びに公序良俗又は公共の福祉に反すると思われる団体その他一般市民の権利を侵害する可能性がある団体(本号にいう「団体」には、それら団体の関係者、信者、元信者等これに準ずる者一切を含む。)が使用する用途

(4) 上記のほか公序良俗に違反する用途又は公共の福祉に反する用途

#### 9 違約金

落札者が前項に違反した場合は、売買代金の3割を違約金として市に支払うものとします。

#### 10 契約の締結

(1) 落札者は、契約と同時に契約金額の100分の10以上の契約保証金を支払ってください。

(2) 落札者が、落札決定の日の翌日から20日以内に契約を結ばない場合には、第7項の入札保証金は、市に帰属することとなります。

#### 11 現地説明会の日時及び場所

(1) 第26分団 (中川)

令和4年8月8日(月)

10時30分~11時まで

(2) 旧寿台警察官派出所跡地

//

13時30分~14時まで

(3) 神林住宅用地

//

15時~15時30分まで

#### 12 異議の申立て

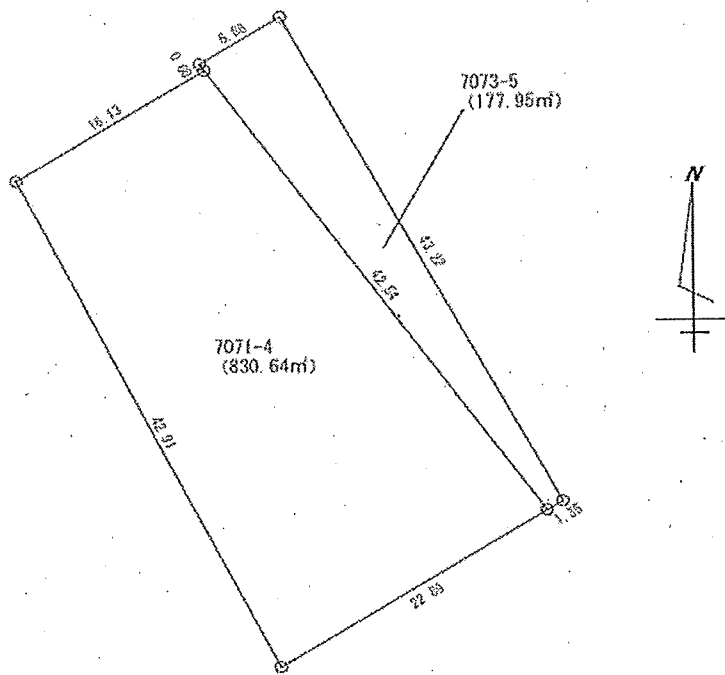
入札者は、入札後、この公告、契約約款、案内書、入札心得、現場等についての不明を理由として異議の申立てはできません。

## 松本市普通財産一般競争入札心得書

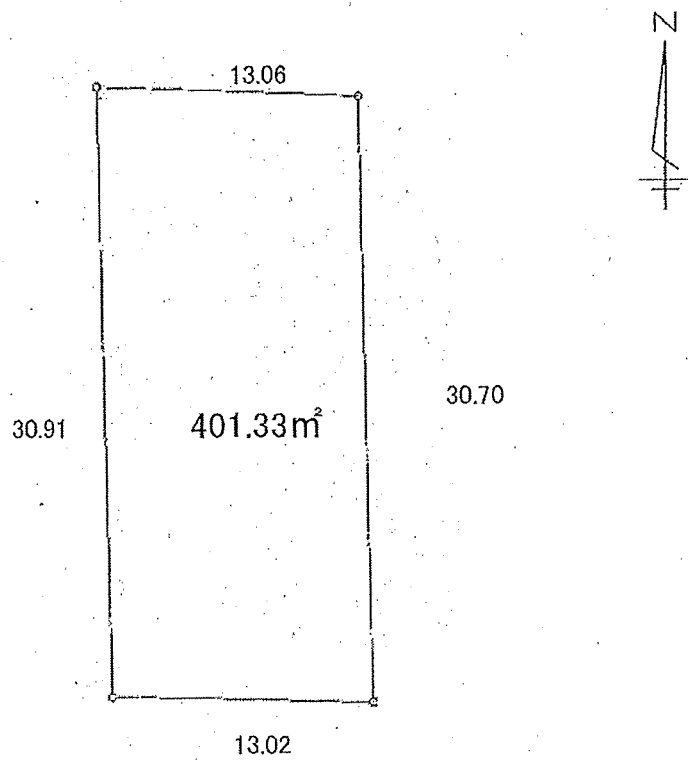
- 第1条 本市が執行する一般競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、松本市普通財産一般競争入札公告、市有地一般競争入札案内書、本入札心得書を熟読し、現場等を熟覧のうえ入札してください。
- 第2条 現物と公示数量が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。
- 第3条 代理人により入札する場合は、入札前に必ず委任状を担当者に提出しなければなりません。
- 第4条 入札は、別に定める所定の入札書により入札日時までに提出しなければなりません。
- 第5条 入札参加者は、松本市普通財産一般競争入札実施要綱(以下「要綱」という。)第9条の規定に定める入札保証金を納めなければなりません。
- 第6条 入札書には、入札者の住所・氏名(法人の場合は、所在地・名称・代表者名)を記入のうえ、押印するものとし、また金額の記入は算用数字を使用し、最初の数字の前に¥を記入してください。
- 第7条 提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず、引き換え、変更、又は取消しを行うことはできません。
- 第8条 次の各号に該当する入札は、無効とします。
- (1) 入札参加資格が無い者のした入札
  - (2) 入札参加申込書を提出していない者のした入札
  - (3) 第5条に定める入札保証金を納付しない者又は入札保証金が指定の金額に達しない者のした入札
  - (4) 一人の入札者又はその代理人が、同一事項に2通以上の入札書を提出した入札
  - (5) 公告、案内書又は本心得書の条項に違反する者のした入札
  - (6) 入札書の金額その他記載事項が明らかでない入札
  - (7) 不正行為があったと認められる入札
  - (8) 2人以上の代理をした者の入札
  - (9) 入札書の金額を訂正した入札(入札書の金額訂正は訂正印を押印しても認められません。)
  - (10) 郵送又は電信による入札
- 第9条 入札参加者が、入札を辞退しようとするときは、当該入札時間までに入札辞退届を提出してください。
- 第10条 入札参加者が協定し、又は不穏な行動をなす等により入札が公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期若しくは中止することがあります。
- 第11条 開札は、入札場所において、入札後直ちに、入札参加者の立会いにより行います。
- 第12条 入札は3回まで実施しますが、2回目以降の入札は直前の入札価格が市の予定価格に満たない場合のみ行います。3回の入札をもっても落札者がいないときは、当該公告による入札を中止します。この場合、異議を申し立てることはできません。

13 明細図

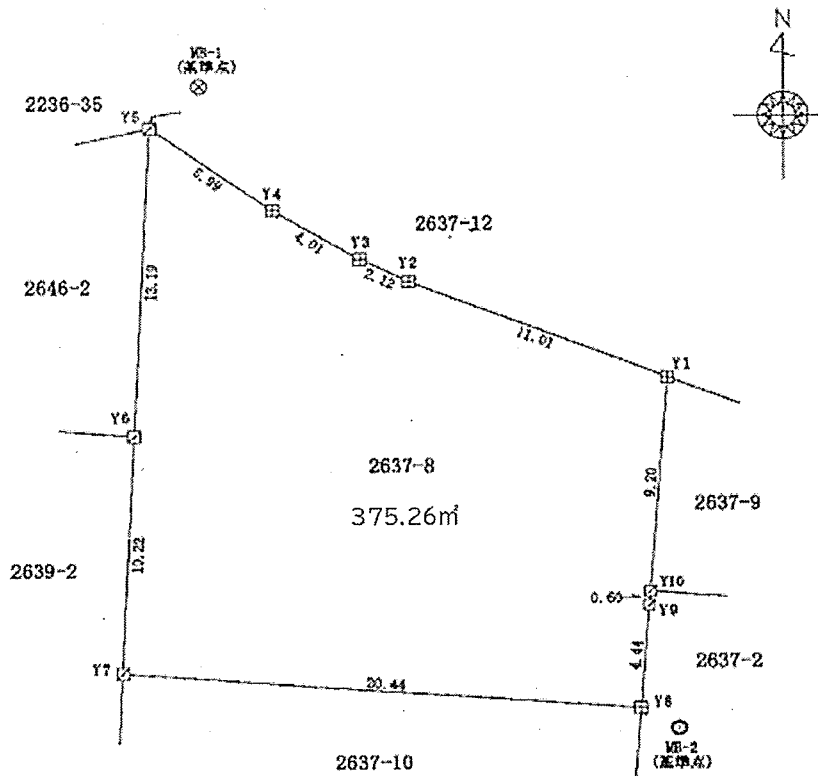
(1) 第26分団(中川)



(2) 旧寿台警察官派出所跡地



(3) 神林住宅用地



-問い合わせ先-

〒 390-8620 長野県松本市丸の内3番7号 松本市役所 財政部 契約管財課管財担当

電話：(直通) 0263-34-3010又は(代表) 0263-34-3000 (内線1172)

FAX：0263-36-2592

URL：<https://www.city.matsumoto.nagano.jp>

e-mail：[keiyaku@city.matsumoto.lg.jp](mailto:keiyaku@city.matsumoto.lg.jp)